

令和 6年7月19日
名古屋木材健康保険組合

事業主様
事務担当者様

8月の「もっけん」たより

◎ お盆期間中の休業日について

誠に勝手ながら下記期間はお盆休業とさせていただきます。ご不便をおかけ致しますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

令和6年8月13日（火） ～ 令和6年8月16日（金）

◎ 保険証の廃止について

現在の健康保険証が令和6年12月2日に廃止されることが正式に決定しました。これからはマイナンバーカードで受診いただきますようお願い申し上げます。

なお、まだ交付されていない方はマイナンバーカードの発行までに約1か月から2か月を要するため（名古屋市の場合）、速やかに交付を受けてください。申請方法はパソコンやスマートフォンまたは郵便による申請のほか、まちなかの証明写真機からも申請が可能です。

◎ 令和6年10月から短時間労働者の健康保険の適用が更に拡大されます

- ・被保険者の総数が常時51人以上の事業所
- ・週の所定労働時間が20時間以上
- ・月額賃金88,000円以上
- ・2か月を超える雇用の見込みがある
- ・学生ではない

上記全てに該当する短時間労働者は健康保険の加入が義務となります。

◎ 被扶養者が就職した場合は扶養家族からの削除の手続きが必要です

被扶養者の方がご自身で健康保険に加入するようになった場合は、被扶養者から外す手続きが必要になります。健康保険被扶養者異動届のご提出をお願いいたします。